



# 責任ある漁船基準

認証基準

2.1版

2023年1月30日

# 目次

A - はじめに.....	4
B - 基準の範囲と構造.....	10
C - 認証プロセス.....	13
D - 審査基準.....	14
<b>基本原則1 - 漁船管理・安全システム</b> .....	14
<b>基本原則1 趣旨</b> .....	14
管理システム.....	16
リスクアセスメント.....	18
入社時研修.....	19
重要な乗組員安全教育.....	19
具体的なトレーニング内容.....	20
トレーニング実習.....	21
トレーニング記録.....	21
乗組員記録.....	21
乗組員医療証明の要件.....	23
漁船の安全管理.....	23
事故・事件の記録要件.....	25
<b>セクション 2 - 環境影響管理</b> .....	25
<b>セクション 3 - 漁獲物トレーサビリティ管理</b> .....	28
<b>セクション 4 - 操業する漁船の免許</b> .....	29
<b>セクション 5 - 漁獲の安全性と食品衛生</b> .....	31
<b>基本原則2 - 乗組員の権利、安全、ウェルビーイング</b> .....	33
<b>セクション 1 - 乗組員の権利と保全性</b> .....	33
採用プロセス.....	33
乗組員の契約、合意、および諸条件.....	37
乗組員の報酬と労働時間.....	39
乗組員の苦情処理と懲戒処分.....	41
乗組員個人書類.....	45
乗組員の移動の自由と強制労働の禁止.....	45
乗組員の結社の自由.....	45
児童労働.....	46
<b>セクション 2 - 乗組員の健康と安全</b> .....	48
海上における漁船運航の安全要件.....	48
安全装置.....	50
乗組員の生活環境.....	53

	ドキュメントタイトル Responsible Fishing Vessel Standard (責任ある漁船基準)	2.1 版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 2 / 64	

寝床の配置.....	53
火災予防.....	54
乗組員用寝床/休憩エリア要件.....	55
厨房/食品製造エリアの要件.....	56
洗浄/衛生要件.....	59
乗組員コミュニケーション規定.....	59
付録1：主な定義.....	60
付録2：頭字語用語集.....	64

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 3 / 64	

## A - はじめに

グローバル・シーフード・アライアンス（GSA）は、米国デラウェア州で登録された国際的な非営利団体（501c 6）であり、ニューハンプシャー州ポーツマスを主たる事務所としています。GSAは、水産物の認証におけるギャップに対処しつつ、包括的で信頼できる水産物のサプライチェーン保証を提供することを目指しています。これらの保証は、水産物サプライチェーンが厳しい環境、社会、食品安全基準を満たすことを保証するための第三者認証制度から得られるものです。

### 基準の背景

責任ある漁船基準（RFVS）は、漁船における乗組員の安全と福祉に関連する高水準の業務慣行を認証する、船舶を基盤とした自主的なプログラムです。RFVSは、漁船所有者と支援船運航者が、独立した第三者による監査を通じて、業界で合意されたベストプラクティスを示すための保証ツールです。

2018年以降、GSAと英国の水産業を支援するために設立された公的機関であるSeafishは、パートナーシップを組んでRFVSの開発に取り組んできました。RFVSは、SeafishのResponsible Fishing Scheme（RFS）の次のバージョンであり、英国の業界の経験を基に、世界のサプライチェーンにおける将来の業界ニーズを反映したものです。

RFVSは、現在GSAによって所有・運営されており、本文書に詳述されている範囲と適格性基準を満たすことを条件に、すべての種類の商業ライセンスを有する漁船に適用されます。GSAの意図は、RFVSが商業漁船のための世界的な保証モデルとなるよう、RFVSを提供し、成長させることです。

### RFVS基準の開発

RFVSが目的に合ったものであり、市場のニーズを満たすものであることを確認するため、堅牢な基準開発プロセスが踏まれました。漁業、加工、小売、規格保有者、非政府組織（NGO）など、世界の水産物産業のあらゆる部門から意見が寄せられました。GSAとSeafishの理事会は、RFVSの戦略的方向性と目標を監督するために、RFS監視委員会に委託しました。

包括的なコンサルテーションと完全に透明なエンゲージメントプロセスは、2018年7月に開始されました。このプロセスには、2つの重要な協議段階が含まれていました。

- 1) 最初の協議段階 - 世界の水産物市場に対し、運航のベストプラクティスと船内の公正な労働条件を適切に保証するために、Seafish RFSのどの主要な部分が維持、修正、削除されるべきか、そしてRFVS第1版に何が追加されるべきかを決定すること。
- 2) 60日間の公開コンサルテーション段階-提案されたRFVSの基準に対するフィードバックを可能にするため、コンサルテーションは、2019年8月15日から10月14日まで行われました。

最初の協議に先立ち、すべての協議の基礎となる包括的なステークホルダー・マッピングが行われました。これは、国内外を問わず、Seafish RFSプログラムの直接的、間接的な影響を受けるすべてのステークホルダーを特定することを目的としたものです。特定されたすべてのステークホルダーは、このプロセスに参加するよう積極的に奨励されました。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 4 / 64	

## RFVSの主な開発段階

- 合意された各基本原則の基準を作成するために必要な主要技能を有する世界中の組織を代表する個人で構成される技術作業部会（TWGs）の形成。TWGsのメンバーについては、謝辞のセクションをご覧ください。
- RFVS 基準の監査可能性が ISO-17065 認証プロトコルおよび国際的な社会的ベンチマーク要件に適合することを確認するため、指定された数のサプライチェーンでテストされました。
  - 英国市場に供給する英国漁船。
  - 輸出市場に供給する英国の漁船、および
  - 英国籍以外の漁船から調達している国際的なサプライチェーン。
- RFVS基準の確定に先立ち、関係者の意見を取り入れるため、60日間のパブリックコンサルテーションを実施。
- RFVS 基準は、2019 年 12 月に Oversight Board によって承認されました。Seafish & GSA Board は、2020 年 3 月に基準の承認を許可しました。
- ISO 17065 認証プロトコルに従って作成された RFVS サポート文書で、RFVS 申請者の準拠要件と、認証機関が申請者を評価するための認証要件を概説しています。
- すべての RFVS 監査員が、RFVS 基準への準拠を信頼性と一貫性をもって評価できるよう、監査員トレーニングツール一式を開発。

## 謝辞

開発プロセスは、SeafishとGSAの代表からなるRFVS開発チームによって行われ、その作業は独立した監視委員会によって監督され、英国内外の30以上の水産関係者からなる独立した技術作業部会によってサポートされています。また、専門家であるピアレビューアのグループからも情報が提供されました。

GSAとSeafishは、RFVSの開発に時間と専門知識を提供して下さった以下の個人と団体に、共同で感謝と御礼を申し上げます。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 5 / 64	

## RFS 監視委員会メンバー

氏名	組織
Aoife Martin	Seafish (Chair)
Mike Park	Scottish White Fish Producers Association (Catching Sector)
Nathan de Rozarieux	Falfish (Primary Processing / Catching)
Jimmy Buchan	Scottish Seafood Association (Primary Processing)
Nigel Edwards	Hilton Group (Icelandic Seachill) (Secondary Processing)
Mike Mitchell	Young's Seafood (Secondary Processing)
Hannah Macintyre	Marks & Spencer (Retail)
Melissa Tillotson	Waitrose & Partners (Retail)
Laky Zervudachi	Direct Seafoods (Food Service)
Alex Olsen	Espersen (Importers)
Toby Middleton	Marine Stewardship Council (Standards)
Mike Berthet	Global Aquaculture Alliance (Standards)
Melanie Siggs	Global Seafood Assurances (Standards)
Nick Kightley	Ethical Trading Initiative (NGO)

## RFVS技術作業部会アクティブメンバー

氏名	組織
Stuart Smith	Asda Stores Ltd.
David Camp	Association of Labour Providers, Responsible Recruitment Toolkit & Stronger Together
Avery Siciliano	Best Aquaculture Practices (BAP)
Juno Fitzpatrick and Dr Elena Finkbeiner	Conservation International (CI)
Max Schmid	Environmental Justice Foundation (EJF)
Emilie Normand and Juliana Herrera	Fairtrade USA
Jonathan Labaree	Gulf of Main Research Institute (GMRI)
Iain Pollard	Key Traceability Ltd.

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 6 / 64	

Ari Gudmundsson	Independent
Andy Hough	Independent
Birgitte Krogh-Poulsen	Independent
Rossen Karavatchev	International Transport Workers' Federation (ITF)
Estelle Brennan	Labeyrie Fine Foods (Lyons Seafood)
Ged Farmer	Certification Body
Oluyemisi Oloruntuji	Marine Stewardship Council (MSC)
Dave Fenner	Maritime and Coastguard Agency (MCA)
Adam Townley, Amber Madley and Lucy Blow	New England Seafood International Ltd (NESI)
Huw Thomas	Offshore Shellfish Limited
James Buchan	Scottish White Fish Producers Association (SWFPA)
Kevin Powell	Hilton Food Group plc (Seachill)
Sarah Hussey, Dominique Gautier and Shannon Conlin	Seafresh Group
Tania Woodcock	Sustainable Fisheries Partnership
Oliver Tanqueray	Sustainable Seafood Coalition
Tracy Cambridge	Thai Union Group PCL
Sam Ludlow-Taylor	Waitrose & Partners
Joel Baziuk and Ingrid Giskes	Global Ghost Gear Initiative (GGGI)
Clarus Chu	World Wildlife Fund (WWF)
Cameron Moffat	Young's Seafood

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 7 / 64	

## RFVS基準ピアレビュー

氏名	組織
Sabine Müller	ALDI SOUTH Group (HOFER KG)
Libby Woodhatch	AllaboutSeafood & MarinTrust Ltd.
Tom Pickerell	Independent
Robert Stevenson	Lunar FPO (Fish Producers Organisation) Ltd
Rohan Currey	Marine Stewardship Council (MSC)
Beshlie Pool	South Devon and Channel Shellfishermen Ltd.
Barry Harland	Whitby Seafoods
David Anderson	Aberdeen Fish Producers Organisation (AFPO)
Ian Mitchell	Brakes / M&J Seafood
Kara Brydson	Independent
Andy Smith	Iceland Seafood UK Ltd

## RFVS開発チーム

氏名	組織
Mike Platt	RS Standards
Helen Duggan	Seafish
Michael Bacon	Seafish
Lara Funk	Seafish

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 8 / 64	

RFVSプログラムの2.0版の変更と修正を開発するために、以下のメンバーで特注のRFVS技術委員会  
が結成されました。:

氏名	組織
Mike Platt	Chair
Sam Ludlow Taylor	Waitrose
Amber Madley	New England Seafoods International
Tracy Cambridge	Thai Union Group PCL
Ashley Apel	Conservation International
Birgitte Poulsen	Consultant
David Camp	Association of Labour Providers, Responsible Recruitment Toolkit & Stronger Together
Ari Gudmundsson	Ex FAO
Oluyemisi Oloruntuyi	Marine Stewardship Council (MSC)
Maurice Brownjohn	P.N.A
Sharon Cooper	Scottish White Fish Producers Association
Marty Johnson	Australian Longline
Jonathan Labree	Gulf of Main Research Institute (GMRI)

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ9 / 64	

## B - 基準の範囲と構造

RFVSの範囲は、2つの基本原則に支えられています。

### 基本原則1 - 漁船管理・安全システム

- マネジメント方針と手順
- 環境影響管理
- 漁獲物トレーサビリティ管理
- 操業する漁船の免許
- 漁獲の安全性と食品衛生

### 基本原則2：乗組員の権利、安全、ウェルビーイング

- 乗組員の権利と保全性
- 乗組員の健康と安全

RFVSの全体的な目的は、次のとおりです。

**「責任ある漁船基準により、漁業と支援事業は、漁獲から沿岸までの適正な労働条件と業務上のベストプラクティスを保証することができます。」**

RFVSは、以下の資格要項を満たす、商業的に認可された単一の漁船、漁船団、支援・連絡船に対して利用可能です。

- 漁業権または支援する権利を有する合法的な漁業の範囲内で合法的に操業すること。
- 登録された旗国の漁船登録及び免許の要件を遵守すること。
- 登録されていない国の管轄下にある漁業で操業する場合、その漁業を管理する国またはRFMOの規制管理を遵守すること。
- 漁業における漁船と乗組員の安全に関する法的要求事項を遵守すること。  
適用されるすべての国内労働法および社会保障法を含めて、遵守しなければならない。  
労働者保護に関して、国の法的要件がRFVSのいかなる要件をも上回る場合、これを遵守しなければならない。
- 世界人権宣言の人権に関する要求事項を満たしている、または超えている。
- FAOの責任ある漁業のための行動規範に規定されているような、違法な捕獲や捕食者制御の方法を用いない。
- 強制労働、16歳未満、非自発的囚人を乗組員として使用しないこと。
- 単独で操業する場合、漁業活動から離れることなく24時間以上継続して海上に留まることがないこと。
- 直接・間接を問わず、汚職・横領・贈収賄行為に関与していないこと。

資格要項は、RFVSの認証を取得し維持するために、申請者が従わなければならない行動と条件を定めている。これらの資格基準を満たさない漁船、漁船団、支援・連絡船は、認証取得の可能性のあるプログラムには受け入れられない。一旦認証された後、メンバーが資格要項を満たさないことが判明した場合、認証は一時停止され、撤回される可能性がある。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 10 / 64	

RFVS基準の認証申請中または現在認証されている漁船において、非常に深刻な人権問題が確認された場合、GSAは、以下のカテゴリーの人権侵害に対してゼロトレランス方針を実施するものとします。

- 借金による束縛や人身売買を含む強制労働・囚人労働の利用<sup>1</sup>
- 違法な児童労働の利用<sup>1</sup>。
- 実際に観察された暴力および/または脅迫（身体的、性的、精神的の別を問わない）<sup>1</sup>
- 実際に観察された漁船の安全に対する過失による危険行為<sup>1</sup>

漁船またはグループがこれらのゼロトレランス方針の要項に違反していることが判明した場合、申請者または現在の認証書保有者はプログラムから取り消され、問題を解決するための改善方針を実行しなければならない。この是正措置が完了するまで、当該漁船またはグループはプログラムへの再参加を認められず、プログラムから脱退した時点から少なくとも2暦年間はRFVS基準へ再申請することができないものとする。

### RFVS漁船認証カテゴリー

RFVS基準では、漁業活動の長さによって漁船を分類し、また、一人操業（シングルハンダー）の漁船と乗組員のいる漁船を区別している。これにより、あらゆる種類の商業ライセンスを持つ漁船がこの基準にアクセスできるようになります。

海上での時間の長さは、乗組員の健康、安全、ウェルビーイングを決定する重要な要素であり、船の長さやトン数に関係なく適用されるため、このバージョンのRFVSには以下の漁船カテゴリーが適用されます。

- 船主が自ら従事する一人操業の漁船
- 乗組員がおり、海上での操業が24時間未満の漁船
- 乗組員がおり、海上での操業が24時間から71時間までの漁船
- 乗組員がおり、海上での操業が72時間から30日間までの漁船
- 乗組員がおり、海上での操業が30日以上
- 商業漁船または船団に直接サポートを提供する乗組員付き支援/連絡船

### RFVS条項のカテゴリー

RFVSの各条項は、必須要件または補足要件のいずれかとして識別されている。適用性は、漁船認証カテゴリーによって決定される。

1. 必須要件 - 申請者が認証を取得するために、審査時に満たす必要があるもの。
2. 補足要件 - 初回認証後、一定期間内に遵守する必要がある。遵守すべき期限は、認証時に申請者に確認される。

RFVS 条項のカテゴリーと、補足要件に準拠しなければならないタイムスケールは、RFVS の開発中に技術作業部会によって決定され、RFVS ガバナンス機構によって承認されました。

補足要件の導入は、一部の漁船や業務が追加投資や訓練を必要とする可能性があることを認識してのものです。そのため、申請者は厳しいスケジュールに従って、改善へのコミットメントを示すことができるようになります。

<sup>1</sup> RFVS基準文書に定義されている通り。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 11 / 64	

## RFVS 認証単位

認証の単位は、漁船、船長及び漁船の所有者を含むものとし、それらが海上で通常漁船を管理する者と異なる場合は、この限りではない。これは、効果的な管理システムと乗組員福祉の文化が整備され、本船を担当する可能性のあるすべての個人によって遵守されることを保証するのは、船主の責任であることを反映しています。運航中、国際海事機関（IMO）の条約である "SOLAS" の規定に従い、海上で働く全ての乗組員に安全、健康、衛生的な環境を提供することは、船長／キャプテン／漁船の通常責任者の責任である。

認証の単位は2種類になります。

1. 所有者/船長/キャプテンによって運営される単一の漁船; または
2. 漁船が所属する組織の管理及び監視の下で運航される漁船のグループ又はフリート。グループ内で使用される補給/連絡船は、このタイプの認証にのみ含まれます。

認証のグループ単位には、漁船、海上で漁船を通常担当する者、及び漁船を管理・統制する組織が含まれるものとします。グループ内の全ての漁船は、申請を行う会社又は組織による継続的な監視及び内部監査に服さなければなりません。内部監査及びシステムは、認証付与前に認証機関がグループ内の全漁船を評価する必要性から、強固で信頼性の高いものでなければなりません。

RFVSの開発にあたっては、以下の国際条約やプロトコルを参考にしています。

タイトル	発効 / 公開	発効元
International Bill of Human Rights of the Universal Declaration of Human Rights.	10 Dec 1948	United Nations
The Agreement on Port State Measures (PSMA) to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing	June 2016	Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
Convention 29 Forced Labour (1930 and its 2014 Protocol)	01 May 1932 09 Nov 2016	International Labour Organization (ILO)
Convention 87 Freedom of Association and Protection of the Right to Organise (1948)	04 Jul 1950	International Labour Organization (ILO)
Convention 95 Protection of Wages, 1949 (The RFVS No. 95)	24 Sept 1952	International Labour Organization (ILO)
Convention 98 Right to Organise and Collective Bargaining (1949)	18 Jul 1951	International Labour Organization (ILO)
Convention 100 Equal Remuneration (1951)	23 May 1953	International Labour Organization (ILO)
Convention 105 Abolition of Forced Labour (1957)	17 Jan 1959	International Labour Organization (ILO)

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 12 / 64	

Convention 111 Discrimination (Employment and Occupation) (1958)	15 Jun 1960	International Labour Organization (ILO)
Convention 138 Minimum Age (1973)	19 Jun 1976	International Labour Organization (ILO)
Convention 182 Worst Forms of Child Labour (1999)	19 Nov 2000	International Labour Organization (ILO)
Convention 188 Work in Fishing (2007)	16 Nov 2017	International Labour Organization (ILO)
International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel (STCW-F) (1995)	29 September 2012	International Maritime Organization (IMO)
Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the Torremolinos Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977	Published 2012	International Maritime Organization (IMO)
Safety Of Life At Sea (SOLAS) Convention	Adopted 1974	International Maritime Organization (IMO)
IMO/ILO/FAO Code of Safety for Fishermen and Fishing Vessels (2005)  Part A- Safety and Health Practices for Skippers and Crews  Part B- Safety and Health Requirements for the Construction and Equipment of Fishing Vessels	Published 2005	International Maritime Organization (IMO), International Labour Organization (ILO) and Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
ISO/IEC 17065:2012 Conformity Assessment – Requirements for Bodies certifying products, processes, and services	Published 2012	International Organization for Standardization (ISO)
UK Fishing Safety Management Code (Marine Guidance Note, MGN 596 (F))	Published 2018	Maritime & Coastguard Agency (MCA)

## C - 認証プロセス

RFVS基準モデルおよび評価プロセスは、ISO 17065プロトコルおよびAPSCA社会監査要件に基づいて開発されました。認証プロセスの詳細については、RFVS基準の認証要件文書を参照してください。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 13 / 64	

## D - 審査基準

### ドキュメントキー

各条項（異なる場合は小節）の下には、条項の適用性を示すために、条項のカテゴリが示されています。青色で強調されているのは、その条項/小条項がどのカテゴリに属するかを示しています。条項/小条項が補足として記載されている場合、その条項/小条項を遵守するための期限が記載されています。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

## 基本原則1 - 漁船管理・安全システム

### 基本原則1 趣旨

本船の操業は、その中核的事業分野（すなわち、本船が法的義務を果たし、顧客要求を満たす能力に影響を与える分野）の計画及び実行（漁獲／貯蔵）に必要な一連の方針、プロセス及び手順によって管理されるものとする。漁船は、本規格の要求事項を満たすことができる方法で運航していることを証明するために、文書化された管理システムを持つことによって、これを証明することができます。

漁船は安全かつ航海に適した状態に維持され、乗組員に傷害を引き起こしたり生命を脅かすような高リスクの危険の無い安全な作業環境が提供されることを証明しなければならない。漁船は、最低限、本基準を支える公称参考文献の要件を満たしているという証拠を持つことで、これを証明することができます。

☐基本原則1は、以下の項目を特徴とする。

- セクション1 - 管理方針と手順（漁船の安全性を含む）
- セクション2 - 環境影響管理
- セクション3 - 漁獲物トレーサビリティ管理
- セクション4 - 操業する漁船の免許
- セクション5 - 漁獲物の安全性と食品衛生

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ14 / 64	

このセクションの意図は、漁船が、この規格の範囲内にある国際規格及び条約への準拠の実証を支援する包括的な管理方針、手順及びシステムを備えていることを実証することである。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ15 / 64	

## 管理システム

1.0 以下のような漁船の運用方針と実務をカバーする、本規格の要求事項への準拠を実証できる管理システムが整備されていること。

- 乗員・乗客の福祉とウェルビーイング
- 乗務員の募集と研修のプロセス
- 乗員・乗客の健康と安全
- 漁船の安全性
- 事故・緊急時対応計画

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h-71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.0 a 以下のような漁船の運用方針と実務をカバーする、本規格の要求事項への準拠を実証できる管理システムが整備されている。

- 環境負荷の管理
- 漁獲物の記録、トレーサビリティ、土地に対する義務
- 漁船/支援船の運航許可証
- 漁獲の安全性と食品衛生

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、申請者が法律又は条約遵守を必要とする活動を管理・制御するために必要なシステムを備えていることを証明することです。乗組員のいる漁船の場合、そのシステムは完全に文書化されていなければなりません。

1.1 漁船の管理システムは、申請者による年1回の内部での見直しを受けるものとする。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ16 / 64	

1.1.1 年次見直しで特定された管理システムの修正は、特定の期間内に実施されるものとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.2 漁船の管理システムの遵守を示すために必要な記録又は他の形態の証拠は、維持され、現在の状況を反映するものでなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.2.1 証拠の証拠として必要とされるすべての記録は、最低3年間保持し、アクセスできるようにしなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				3年間。ただし、初回認証日からの記録を保持すること。			

1.2.2 保持されるすべての記録は、いかなる場合も改ざんされてはならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				3年間。ただし、初回認証日からの記録を保持すること。			

これらの条項の意図は、漁船で採用されている管理システムが使用されており、証拠を証明する正確な証拠が含まれていることを示し、監査が行われた後に報告された活動や状況を申請者が検証する手段を持っていることを証明することです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ17 / 64	

## リスクアセスメント

1.3 安全衛生のリスクアセスメントは、適任の担当者によって毎年実施され、以下を含むがこれに限定されない、陸上および海上の漁業作業のあらゆる側面を対象とするものとする。

1.3.1 すべての漁獲／操作システムおよび機械類、あらゆる漁船の改造および新規操作の追加を組み込んだ変更案。

1.3.2 船体の構造的安定性と状態。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.3.3 乗組員の労働慣行、漁船の配乗レベル、労働時間。

1.3.4 乗組員と乗客の厨房と宿泊エリア。

1.3.5 若年者、妊娠中の乗組員、特定の宗教的慣習を持つ乗組員に対する特別な要求リスク。

1.3.6 乗組員と乗客の乗降要件（船外活動手順など）。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、漁船所有者が、監査可能な方法で、乗組員及び乗客に安全な労働環境を提供するために、健康と安全のリスクアセスメントを実施していることを示すことです。

1.4 安全衛生リスクアセスメントで特定されたリスクは、現実的に可能な限りリスクを除去または軽減するよう設計された手順を実施し、一定期間内に対処するものとします。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、リスクが特定され次第、許容レベルまで低減または除去するためのプロセスが実施されていること、および特定された改善策の記録が保管されていることを実証することです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ18 / 64	

## 乗組員の安全管理

### 入社時研修

- 1.5 全ての乗組員及び乗客は、該当する漁船または訪問先の漁船に特有の安全情報を網羅した理解しやすい導入研修を受けなければならない。安全に関する導入研修には、漁船、乗組員及び他の船員の海上における安全に対する漁船運航者の責任と、この基準の遵守がこれらの義務を損なわないことについての指示が含まれていなければならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項は、機械の配備や操作に先立ち、乗組員や乗客の安全に対する理解と重要性を示すことを意図しています。

### 重要な乗組員安全教育

- 1.6 申請者は、すべての乗組員および／またはシングルハンダーが、以下の分野をカバーする訓練コースを受講していることを証明するものとします。

- 消火と予防
- 救命いかだの使用など、海でのサバイバル。
- 応急処置、および
- 健康と安全

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

- 1.6.1 全乗組員は、少なくとも5年に一度、重要な乗組員安全教育について再教育を受けること。

条項カテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、乗組員が海上で自他をサポートできることを示すために、最低限、基礎訓練と再教育訓練を受けていることを証明することです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ19 / 64	

## 具体的なトレーニング内容

1.7 漁船の通常の実務責任者は、以下の各項目について追加訓練を受けなければならない。

- 航海・橋梁の見張り
- 漁船・支援船の安定性。
- 船舶工学／機関室の監視（エンジン出力と運転区域に応じたレベル）；および
- 無線操作（携行する無線機器や操作エリアに応じたレベル）。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.7 a 漁船の通常の実務責任者は、以下の各項目について追加訓練を受けなければならない。

- 航海・橋梁の見張り
- 漁船の安定性。
- 船舶工学／機関室の監視（エンジン出力と運転区域に応じたレベル）；および
- 無線操作（携行する無線機器や活動範囲に応じたレベル）

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から24ヶ月			

この条項の意図は、船長が漁船を安全に運航するための訓練と能力を有し、航行と第三者とのコミュニケーションができることを証明することである。

1.8 漁船の通常の実務責任者以外の乗組員1名以上が、航海／橋梁監視の訓練を修了していること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、航海と橋梁の監視に関連した緊急時対策が実施されていることを証明することです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ20 / 64	

## トレーニング実習

1.9 船内では毎月、各乗組員が理解できる形で訓練が行われ、最低でも以下の手順をカバーするものとする。

- 避難場所の手続き
- 錨の手順
- 漁船を放棄する条件
- 消防訓練の実践
- 落水警報演習
- 水漏れ

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、安全訓練が実施され、乗組員が理解していることを証明できることを申請者に要求することです。

## トレーニング記録

1.10 漁船の通常責任者、代理の乗組員、乗客など全乗組員の安全教育記録を、以下を網羅するように保管すること。

- 新人乗組員や乗客の導入教育。
- 重要な安全に関するトレーニング。
- 安全に関する特別なトレーニング、および
- 全ての実施された毎月の訓練。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、申請者が記録を保持し、証拠を示すとともに、記載されたトレーニングのギャップを特定することを要求することです。

## 乗組員記録

1.11 代理の乗組員も含め、すべての乗組員に関する正確かつ最新の記録を申請者が秘密裏に保持するものとし、最低限以下が含まれるものとします。

- フルネーム
- 国籍と母国語。
- 雇用またはシェア（自営）漁師かどうかの状況。
- 基礎疾患/持薬
- 診断書/問診票（生年月日を含む）。
- 近親者、および
- 緊急時の連絡先

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ21 / 64	

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h-71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

1.11.1 輸送される漁船乗組員を含む全ての支援船乗組員の正確で最新の記録は、申請者によって機密保持され、最低限、以下を含むものとする。

- フルネーム
- 国籍と母国語。
- 雇用またはシェア（自営）漁師かどうかの状況。
- 基礎疾患/持薬（生年月日を含む）。
- 診断書・問診票。
- 近親者、および
- 緊急連絡先

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、正確で最新の乗組員記録が保持されていることを申請者が証明できるようにすることで、病状の特定、治療または予防に役立ち、必要に応じて陸上の親族との連絡を可能にすることにあります。

1.12 各漁業／支援の開始時に、最新の乗組員名簿を作成し、船上に保管するものとし、その写しを監督官庁または陸上にいる権限のある者に預けるものとします。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

1.12 a 各漁業の開始時に、最新の乗組員名簿を作成し、船上に保管し、その写しを監督官庁又は陸上にいる権限のある者に預けなければならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、陸上当局に乗組員の身元及び、就労の資格又は海上への配備の資格を確認するために使用できる情報を提供することによって、乗組員の安全性を実証することである。【乗組員のいる漁船のみ】

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ22 / 64	

1.13 すべての運航・安全に関する情報および訓練は、各乗組員が理解できる形式で提供されること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項は、言語と理解力（識字率）が障壁となりうることを認識し、すべての情報がすべての乗組員が理解できる言語と形式で提供されることを実証するために、申請者が相当の注意を払うことを意図しています。

### 乗員医療証明の要件

1.14 漁船の通常責任者を含むすべての乗組員が職務を遂行するのに適していることを証明するために、関連する診断書を入手できるものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.14 a 漁船の通常責任者を含むすべての乗組員が職務を遂行するのに適していることを証明するために、関連する診断書を入手できるものとします。

条項 категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー
補足要件の遵守期限				初回認証から24ヶ月			

この条項の意図は、認証された漁船が、割り当てられた職務を遂行するのに適していると医学的に認定されていない人員で出航しないことを示すことである。

### 漁船の安全管理

1.15 漁船は、水密性、耐候性及び安定性に関する堪航性を確認する有効な技術評価証明書又は検査証明書を有していること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項は、漁船の安全な航行を可能にする堪航性の重要性を認識することを意図しています。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 23 / 64	

1.16 漁船に救命いかだ・ボートが装備されている場合は、製造者の要求事項を満たすように点検・整備すること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、進水時および配備後の故障のない動作を保証するために、計画的なメンテナンスの重要性を認識することである。

1.17 申請者は、漁船および機械類に対する現行の保険に加入していることの証拠を提出すること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.17.1 漁船に乗組員がいる場合、申請者はすべての乗組員をカバーする個人賠償責任保険に加入しなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.17.2 この保険証書の写しは、漁船の文書に保管されなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、傷害、漁船の衝突または損失から生じる損害賠償請求に関連する義務を満たす適切な保険が適用されていることを申請者が証明できるようにすることです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 24 / 64	

## 事故・事件の記録要件

- 1.18 乗組員の事故、ニアミス、負傷はすべて記録され、その後、考えられる根本原因を確認し、是正措置を特定するために、書面による証拠をもとに調査が行われるものとします。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

- 1.18.1 申請者は、事故調査の結果作成される事故防止計画書により、事故防止策を実施する。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、申請者が事故、ニアミス、負傷を記録し、事故防止計画が作成されていることを証明することである。

## セクション2 - 環境影響管理

このセクションの意図は、漁船の管理システムが、環境への影響を低減するために、その運航方法がどのように監視、評価、制御されているかをカバーしていることを実証することです。

- 1.19 国内要求事項、又は国際環境要求事項（例えば、船舶が運航する場所に国内法がない場合は MARPOL）に基づくプロトコルを効果的に適用するための特定の手順が存在すること。

条項カテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、法的要求事項または合意された条約議定書に基づき、それらに従えば、操業による海洋環境への影響を最小限に抑える方針と手順が実施されていることを示すことである。

- 1.20 紛失した漁具、「寿命が尽きた」漁具、回収した（第三者の）漁具の管理・記録のための手順を設けなければならない。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ25 / 64	

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.20.1 回収された（第三者の）漁具、またはいずれかの漁船から取り外された漁具を陸上へ戻すための管理および記録のための手順が定められていること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.21 漁具の修理活動や海洋環境から回収された廃棄物など、漁船運航から発生する無機・非生物廃棄物は、環境に有害な影響を与えない方法で陸上に持ち込んで処分しなければならない。

条項カテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.21.1 この廃棄物が港でどのように処理されたかを記録しておくこと。

条項カテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.22 漁船の運航・メンテナンス活動から生じる環境への影響を緩和するため、汚染防止対策が講じられていること。

条項カテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 26 / 64	

1.23 絶滅危惧種・保護種（ETP）に分類される漁獲した種の保護とリリースのための手順を整備すること。

1.23.1 どのような種類の ETP 種の漁獲やリリースが行われたかを記録しておくこと。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.24 船長と乗組員は、非標的種がどのように扱われ、水揚げされ、あるいは廃棄されるべきかについての認識を示すこと。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、環境と非標的種に対する有害な環境影響を緩和し、可能な場合は除去するために、申請者が漁船の運航を管理することを実証することである。

1.25 船長及び代理の乗組員を含む全乗組員に対し、本基準の環境影響管理の項目を網羅した環境トレーニング及び情報を提供すること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

1.25.1 この環境トレーニングの記録と証拠を入手できるものとする。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、乗組員が環境トレーニングを受け、この正当な注意義務を証明する証拠があることを示すことです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 27 / 64	

### セクション3 – 漁獲物トレーサビリティ管理

このセクションの意図は、漁船がその漁獲物を追跡できる方法をカバーする管理構造とシステムを持ち、漁獲物が水揚げされる国の法的水揚げ要件に従っていることを実証することである。

1.26 漁船を離れた時点から、水揚げされた時点、または支援船に積み替えられ水揚げされた時点で、漁獲物の以下のトレーサビリティ情報を得ることができるものとする。

- 漁船の識別番号
- 種名と資源ストック
- 漁獲の海域コード

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.26 a 漁船を出た時点から、水揚げされた時点、または支援船に積み替えられ水揚げされた時点で、漁獲物の以下のトレーサビリティ情報を得ることができること。

- 旗国
- 水揚げ日を含む釣行日程
- 箱、バッチまたはタンク内の保持された漁獲データ量と製品形態を申告する。
- 漁法と漁具、および
- 積み替え日、支援船名、日付、漁獲委託内容。

条項カテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項は、申請漁船が水揚げした漁獲物の適切なトレーサビリティを可能にするために、必要な情報の取得を要求することを意図している。

1.27 複数の地域で、同じ魚種の複数の資源ストックから、そして/または複数の種類の漁具を使って漁獲される場合、船上で漁獲物を識別し分別するシステムがある。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、漁獲のトレーサビリティを可能にし、漁獲方法と保持する権利の合法性を証明するために、同じ種でありながら異なる地域で漁獲されたものを区別することができることを示すことである。

1.27.1 漁獲物のトレーサビリティと量を把握し、漁業まで遡って計算し、漁獲物を購入したサプライチェーン事業者にまで追跡できる仕組みがある。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、この認証された船がBSP認証の不可欠な一部であることを保証するために、供給元の漁業まで遡って、そしてサプライチェーンまで追跡して、漁獲物と量を追跡できることを実証することである。

## セクション4 - 操業する漁船の免許

このセクションの意図は、漁船が合法的に漁業を行っていることを保証し、違法、無報告、無規制（IUU）漁業のリスクを軽減するための管理体制とシステムを備えていることを実証することである。また、漁獲物は食料品として扱われ、管理されなければ食料安全保障と安全性の懸念につながる可能性のある、外部からの汚染から保護されることを証明するものとする。

1.28 漁船は、漁業に必要なすべての法的書類を備えていること。

- 旗国の漁業免許
- 漁を行う国の漁業免許（旗国とは異なる場合）。
- 旗国からの船舶登録証
- 旗国から発行された船舶安全証明書。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

1.28.1 支援船は、以下のような漁業に必要な法的書類をすべて備えていること。

- その旗国の免許証。
- 漁を行う国の免許証（旗国とは異なる場合）。
- 旗国からの船舶登録証
- 旗国発行の船舶安全証明書
- 漁獲物の積み替えの許可（該当する場合）

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ29 / 64	

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の目的は、合法的な漁業から水揚げされたことを確認し、違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業活動から生じるかもしれない漁獲汚染のリスクを軽減するために、漁船が漁業に必要な法的文書を保有していることを証明することである。さらに、この条項により、申請者は、漁船の操業が、乗組員の安全と操業環境を保護する方法で行われていることを証明することができるようになることを意図している。

- 1.29 申請者は、はっきりと識別できる漁船の固有識別番号 (UVI) (例: IMO番号、船舶参照番号) を持つこと。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の目的は、恒久的な識別方法を用いて、漁船のトレーサビリティを実証することです。

- 1.30 乗組員は、規制され、報告され、合法的な漁業活動を行うために、漁獲データを記録する本船の法的義務に関連する正しい手順を訓練され、認識していること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

- 1.30.1 自動船舶識別装置 (AIS) または船舶監視システム (VMS) が装備されている場合、海上では完全に動作し、電源が入っていること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ30 / 64	

この条項の意図は、乗組員がトレーサビリティの要件を認識し、漁獲物の分別が維持されていることを実証するための訓練を受けることを確実にすることです。

- 1.31 申請者は、事業全体にわたり、贈収賄、恐喝、汚職、または詐欺行為を効果的に防止／是正する、文書化された方針とリスクに応じた手順を有し、適切に実施されるものとする。これには、漁業活動に製品・サービスを提供する全てのサプライヤーが含まれる。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー

この条項の目的は、すべての船舶が、その業務およびすべてのサプライヤーの業務にわたって、贈収賄、恐喝、汚職、または詐欺の行為を明確に禁止するための署名済みの方針を有することを確認することです。

## セクション5 - 漁獲の安全性と食品衛生

本項の趣旨は、漁船の運航者が、病原体、腐敗生物、異物、化学物質またはアレルギーによる漁獲物の汚染リスクを最小化するためのシステムおよび管理体制を有することを保証することである。

- 1.32 漁船は、漁獲物の処理または保管もしくは輸送に使用されるすべての場所の清掃および消毒のための手順を有していること。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー

この条項の意図は、申請者が漁獲物／製品の汚染に関連するリスクを理解していることを、記録の提供を通じて実証できるようにすることである。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ31 / 64	

1.33 漁獲物に物理的、化学的、生物学的汚染のリスクをもたらす可能性のある場所を特定するため、少なくとも年1回、漁船の構造状態及び運航方法をリスク評価するものとする。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

1.34 食品安全リスクアセスメントにより危害要因が特定された場所または業務慣行は、リスクを除去または軽減し、現実的に可能な限り低くなるように設計された期限付きアクションの実施の対象となるものとする。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

1.35 漁船の構造的状態及び運航方法の食品安全リスクアセスメントから得られた行動計画は、維持され、遵守されるものとする。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、リスクアセスメントは継続的なプロセスであり、以前は存在しなかったかもしれないリスクの出現を評価するために繰り返さなければならないことを申請者が理解していることを示すことである。

1.36 乗組員の消費を目的とした食品の保管は、漁船の保管する漁獲物に対して交差汚染/アレルギーのリスクを及ぼしてはならない。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、交差汚染のリスクを排除するために、乗組員の消費を目的とした食品を漁獲物と同じ場所に保管することを禁止することである。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 32 / 64	

## 基本原則2 – 乗組員の権利、安全、ウェルビーイング

### 基本原則2 趣旨

漁船の運航に責任を持つ組織及び船長／マスターは、全ての乗組員に適正な労働条件と労働に対する適正な報酬が提供されることを示すために、尊重と安全の文化を推進しなければならない。これは、乗組員の待遇に関する管理システムなどを持つことで証明することができる。

基本原則2は、以下の項目を特徴とする。

セクション1：乗組員の権利と保全性

セクション2：乗組員の健康と安全

### 第1章 乗組員の権利と保全性

このセクションの意図は、全ての乗組員がその権利を認識し、船主及び船長／マスターから敬意と誠意をもって扱われることを保証することである。このセクションは、最低限、国際労働機関のC188漁業労働条約 2007(ILO c 188)を遵守していることを証明するために、船員の待遇に関する管理システムを詳細に説明するものです。

#### 採用の流れ

2.0 乗組員の採用については、直接雇用または労働者派遣会社から募集する場合の採用方針と手順を定めている。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h – 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.0.1 乗組員は、漁船での雇用を確保及び／又は維持するために、いかなる時点（雇用前、雇用中、雇用後）でも、船主又は労働者派遣会社のいずれに対しても、いかなる募集手数料も支払ってはならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h – 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ33 / 64	

2.02 なお、漁船での乗組員の雇用を確保・維持するために労働者派遣会社から手数料が必要な場合は、その全額を申請者が負担することとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、監査員が要求する採用基準の遵守を評価できるような方針を申請者が持つことを要求することである。

2.1 各乗組員は、働くための法的権利を有し、どこで、どのように雇用または契約されているかについての正しい文書を持っていること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、乗組員が適切な許可を得ずに作業する可能性があることを認識し、書類を確認するのは申請者の責任であるということを確認することです。

2.2 利用する労働者派遣会社が合法的に運営され、責任ある採用活動を行っていることを確認するため、所定の手順を設け、これを遵守すること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、一部の労働者派遣会社が合法的でない可能性があること、および、労働者派遣会社が、漁船が合法的に運航している国での営業許可/免許を持っていることをデューデリジェンスを通じて実証する必要があることを認識することである。

2.3 漁船所有者と利用される労働者派遣会社の間には、労働者派遣会社が採用者を提供する際の合意された諸条件を記載した契約があり、遵守されるものとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ34 / 64	

この条項の意図は、契約がない場合、申請者が労働者派遣会社と異なる条件で解釈（および乗組員への報告）をする可能性がある場合に、すべての当事者間で理解が曖昧になるリスクを軽減することにあります。

2.4 全ての乗組員は、船主との雇用関係、又は船主との請負契約関係のいずれかの条件を定義する、理解できる言語で書かれ、説明された雇用契約又は労働契約又は請負契約書を持たなければならない。最低限、以下の情報が含まれている必要がある。

- 雇用主の名前、電話番号、住所。
- 漁船名または支援船名。
- 従業員名または契約者名、役職名、開始日。
- 漁船で利用される漁業の種類に応じて、乗組員が期待できる労働時間および定められた休憩時間の表示。
- 典型的な釣行日程の長さと同頻度。
- 個人用保護具の権利と要求事項。
- 本国送還の権利。
- 休暇制度（請負人には適用されません。）
- 業務中における負傷および/または死亡。
- 追加特典（例：家族や友人と連絡を取るための漁船用機器の使用）；
- 雇用契約または労働契約を解除するための通知期間。
- 雇用主が乗組員に支払うべき金額とその頻度。
- 漁業中に賃金の前払いが行われる場合、この前払いの条件は完全に文書化され、乗組員に義務やリスクがないことを保証するために上限が設定されるものとし、前金の支払者は、その支払いに伴うすべてのリスクを引き受けなければならない。
- 雇用主の苦情処理および懲戒手続きに関する情報。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

2.4 a 全ての乗組員は、船主との雇用関係、又は船主との請負契約関係のいずれかの条件を定義する、理解できる言語で書かれた雇用契約又は労働契約又は請負契約書を持たなければならない。最低限、以下の情報が含まれている必要がある。

- 母性、父性および妊娠に関する規定（請負人には適用されない）および
- 保険の適用と補償の権利。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ35 / 64	

2.4.1 雇用契約書または業務委託契約書または請負契約書には、申請者（および正式な代理人）と乗組員の両方が署名し、日付を記入するものとします。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.4.2 乗組員は、雇用契約や業務委託契約に署名する前に少なくとも7日間、または署名後、契約が拘束力を持つ前に少なくとも7日間、法的またはその他の助言（労働組合の助言など）を求める権利を有する。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

2.4.3 受刑者を漁船又は支援船の乗組員として使用する場合には、その配置は、自発的なものであり、かつ、その者の更生のためのものでなければならない。

2.4.3.1 これらの者はすべて、漁船運航者と収監されている国との間で、就労に関する法的合意を結んでいるものとする。

2.4.3.2 受刑者はまた、第2.4項の全ての適用可能な構成要素を含む漁船運航者又は請負業者との雇用契約又は労働契約を有していなければならない、囚人労働契約の範囲を超えて個人の労働者の権利を制限するものであってはなりません。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、両当事者が理解し同意する文書化された合意条件があることを示し、合意条件から逸脱するリスクを軽減し、両当事者を保護することである。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 36 / 64	

- 2.5 雇用の前後（採用、昇進、解雇、退職を含むがこれに限らない）に、民族、カースト、国・地域、宗教、年齢、性別、婚姻状況、性的指向、妊娠・出産状況、病状、組合員、政治的所属、その他の特性に基づく賃金や労働・生活条件について差別があってはならないという方針と手続きを設け、実施しなければならない。

条項の適用	必須要件			補足要件			
	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、採用時や報酬において差別が行われないことを規定する制度があることを示すことである。

### 乗組員の契約、同意、および諸条件

- 2.6 代理店雇用の乗組員及び申請者は、労働者派遣会社から提供された雇用契約書又は業務委託契約書の写しを漁船に携帯していること。

条項の適用	必須要件			補足要件			
	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、双方で合意した雇用契約または業務委託契約を保持していることを示すことです（代理店雇用の乗組員にのみ適用されます）。

- 2.7 直接雇用の漁船乗組員、シェア（自営）漁師、支援船乗組員は、船上で労働契約同意書の写しを所持していなければならない。

条項の適用	必須要件			補足要件			
	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、相互に合意した雇用契約または労働契約が両当事者によって保持されていることを示すことである。

- 2.8 乗組員は、金銭、高価な物品、現物給付又は身分証明書等、理由の如何を問わず、いかなる種類の預託物も申請者に預けることを要しないものとします。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 37 / 64	

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、乗組員が預託金を要求されていないことを証明することで、強制労働のリスクを軽減することです。

- 2.9 乗組員は、食事、宿泊、個人用保護具、懲戒処分、怪我や病気に起因する医療費など、いかなる理由であれ、法定要件（税金など）を除いて、報酬から控除されることはないものとします。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

- 2.9.1 乗組員に対していかなる種類の貸付も行ってはならない。賃金の前払いは可能であるが、乗組員の契約書や業務委託契約書に沿ったものとする。いかなる場合においても、申請者から当該乗組員に対して金利手数料を請求してはならず、また、前払い金の不履行のリスクは、受領者ではなく、支払者にあるものとする。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、すべての乗組員に対する公正な待遇と報酬を示すことです。

- 2.10 各乗組員は、情状酌量の余地がある場合、または雇用契約、労働契約、シェア（自営）漁業者の労働契約に記載された合意通知期間後に、直ちに雇用を終了できることを知らされるものとします。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、すべての乗組員が雇用の権利を理解していることを示すことです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ38 / 64	

2.11 漁船の船籍がある国の司法権により社会保障の規定が必要な場合、漁船所有者は乗組員の社会保障に貢献しなければならない。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項の意図は、漁船登録国の要件に従って、乗組員が年金に拠出し、拠出型給付を受ける権利を有することを示すことである。

2.12 業務上の病気や怪我の結果、能力を失った乗組員には、雇用契約、業務協定、請負契約内で合意された報酬が支払われるものとします。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項の意図は、乗組員が業務上の病気や怪我により活動不能になった場合に、乗組員に与えられる権利を与えることを意図しています。

### 乗務員の報酬と労働時間

2.13 正しい賃金/シェア/給与/報酬は、乗組員の雇用契約または業務委託契約または請負契約に従って、乗組員、家族、またはあらかじめ指定された受取人に直接支払われるものとし、決して労働者派遣会社に支払われることはないものとします。

2.13.1 乗務員が、労働者派遣会社または企業間契約を通じて雇用され報酬を受ける場合、申請者は、事前に合意した賃金/シェア/給与/報酬が乗組員に正しく支払われているか、デューディリジェンスを適用しなければなりません。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

2.13.2 乗組員への支払いは、合意された支払い時期に全額支払われるものとし、支払いの全部又は一部を留保し、又は分割して支払ってはならないものとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、乗組員が合意した報酬を受け取ったこと、そしてそれが第三者ではなく、本人または家族に直接支払われたことを証明することです。

2.14 各漁業における各乗組員の労働時間と休憩時間のログ/記録を維持するものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の目的は、乗組員が合意された報酬を受け取り、安全に仕事を遂行するために必要な休息を与えられていることを証明することである。この条項は、漁船の安全運航のために、船長が乗組員の労働力を管理することを支援するものです。

2.15 各乗組員は、少なくとも漁船の旗国の最低賃金要件を満たす十分な報酬を受け取ること（存在する場合）。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、雇用形態やその他の特性にかかわらず、すべての乗組員が、漁船登録国によって定められた労働の最低賃金を少なくとも得ていることを示すことです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ40 / 64	

## 乗務員の苦情処理と懲戒処分

2.16 有効かつ機密性の高い乗組員の苦情処理メカニズム手順を採用し、苦情が提起された場合に従うべき透明で公正かつ機密性の高い手順を提供するものとする。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、申請者が、必要な場合に乗組員が利用できるように、有効で機密性の高い乗組員の苦情処理メカニズムを提供していることを示すことです。

2.16.1 乗組員が乗組員苦情処理メカニズムを利用した結果、起こりうる報復から漁船内外の乗組員を保護するための方針と手順を採用すること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、乗組員が乗組員苦情処理メカニズムを利用した場合に、乗組員が報復から保護されることを示すことである。

2.17 乗組員の苦情に関する調査の実施方法、調査結果の影響を受ける乗組員への明確な伝達方法などを規定する、効果的な乗組員の苦情処理・懲戒手続が存在すること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

2.17.1 すべての懲戒処分の機密記録は申請者によって保管され、漁船上または会社事務所最低3年間保持され、その後記録は破棄されるものとする。

条項のカテゴリ	必須要件	補足要件

条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限					初回認証から12ヶ月		

この条項の意図は、乗組員の苦情調査の方法を規定する、乗組員が理解できる文書化された手順が存在することを示すことです。

- 2.18 すべての乗組員は、入社時に契約上の権利と苦情の申し出方法について十分な説明を受け、毎年再教育を受けるものとします。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

- 2.18.1 各乗組員が契約上の権利について十分に説明を受け、理解したことを証明するための記録を残すこと。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

- 2.18.2 既に署名された乗組員の契約または契約上の権利の変更は、変更前に理解できる言語で伝えられ、合意されるものとする。乗組員には、これらの変更を受け入れるか、双方が同意する妥協の選択肢を求める機会を与えるものとする。申請者が公正かつ文書化されたプロセスを踏んでも合意に至らない場合、乗組員はその職を辞する権利を有するものとする。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、すべての乗組員が雇用に関する権利と雇用主の責任を十分に理解し、その権利と雇用主の責任が満たされていることを確認する仕組みが存在することを示すことである。

- 2.19 船長／所有者は、乗組員に対するいかなる形態のいじめや身体的虐待も禁止し、精神的、言語的、身体的虐待、セクシャルハラスメントの脅威を利用した乗組員へのいかなる形態の懲戒処分も認めない方針と手続きを採用しなければなりません。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ-外部	ページ42 / 64	

条項の категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項の意図は、船上でのいじめや虐待のリスクを軽減し、適切に対処するための方針と手順が整備されていることを示すことである。

2.20 漁船の「誠実と尊敬の文化」について、乗組員が理解できる言語で、苦情相談窓口の電話番号／ウェブサイトの詳細を記載した標識／ポスター／通知または行動規範を、漁船上の乗組員がアクセス可能な場所に掲示すること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項の意図は、すべての乗組員が漁船で働く際の権利を十分に認識し、理解していることを示すことであり、これらの権利が侵害された場合にどのような選択肢があるのかを含めてい

2.21 乗組員は、外国、母港を訪問中または海上で、以下の状況が発生した場合、雇用契約または業務協定で合意したとおり、船主の費用負担で本国送還されるものとします。

- 重大な違法行為により、雇用契約または労働契約を解除された乗組員。船主は、雇用契約または労働契約に記載されている場合、これらの本国送還費用を請求する権利を留保するものとする。
- 病気や怪我のため、業務に支障をきたすようになった乗組員。
- 労働者派遣会社を通じて、または漁船所有者によって直接雇用された外国人船員が、雇用契約または労働協約の終了時に。

条項の категория	必須要件			補足要件			
	条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー

この条項は、乗組員が外国港にいる間に、病気により雇用契約または労働契約が終了した場合、個人に与えられる権利を与えることを意図しています。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ-外部	ページ43 / 64	

2.22 業務中に死亡した乗組員は、船主の費用負担で遺体を本国の近親者に送還するものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.23 乗組員は、契約内で定められた予告期間を経て雇用契約／労働契約を解除した場合、または酌量すべき事情がある場合は直ちに、船主の費用負担で雇用契約／労働契約で合意した母国へ送還される権利を有する。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、乗組員が契約内で合意した条件に従って労働契約を解除した場合に、乗組員に与えられるべき権利を与えることです。

2.24 漁または支援航行中に負傷し、契約した業務を継続できない乗組員は、必要な治療を受けるために漁船の母港または最寄りの港に戻る権利を有するものとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.24.1 負傷した乗組員が外国に居住している場合、契約した業務が継続できない場合は、自国の港や国に送還されることになります。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、負傷した乗組員がその意思に反して漁業中に漁船に滞在することを強制されないことを示すことです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ-外部		

## 乗組員個人書類

2.25 各乗組員が個人の書類を保管するための安全な場所・ロッカーが用意されており、すべての乗組員がいつでも自由に個人書類を利用できるようになっていること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項は、各乗組員が個人的な書類を安全に保管するために、自分専用の施錠可能な保管スペースへのアクセスを確保することを意図しています。

## 乗務員の移動の自由と強制労働の禁止

2.26 各乗組員は、入船・退船の雇用上の権利を十分に認識し、自由に判断していること。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、すべての乗組員が港にいる間の権利を認識していることを示し、移動の自由の欠如がウェルビーイングに影響することを認識することである。

2.26.1 漁船の乗組員として、強制労働、奴隷労働、人身売買、非自主的囚人労働を使用してはならない。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、この基準で認証された漁船でのそのような活動を明示的に禁止することである。

## 乗組員の結社の自由

2.27 申請者は、すべての乗組員が結社の自由と団体交渉の権利を持つことができるよう、その権利を尊重する方針を持たなければならない。この方針は、団体交渉の権利と労働者団体へのアクセス方法を労働者に通知することを漁船に義務付けるものとする。

2.27.1 結社の自由に関する方針は、労働組合または労働者組織の代表が、適用されるすべての国内法的要件に従って、該当する乗組員と共にその機能を遂行する能力も認めるものとする。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ-外部		

2.27.2 団体交渉または結社の自由のための法的保護を提供しない旗国で漁船を運航する場合、この方針は、労働者が職場の問題や懸念を合法的に議論する方法も規定するものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

この条項の意図は、結社の自由と団体交渉の権利をカバーする方針があることを示すことであり、乗組員のウェルビーイングにとってこれらの権利が重要であることを認識することです。

## 児童労働

2.28 漁船所有者は、16歳未満の乗組員を採用しない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.28.1 16歳から18歳の間に採用された若年労働者は、その年齢に特有のリスクや危険から保護され、安全衛生リスクアセスメントの中で特定された活動に沿って保護されます。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.28.2 16歳から18歳の若年労働者は、義務教育を終えてからフルタイムの仕事に就くこととなります。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.28.3 フルタイムの弟子は16歳から可能だが、義務教育を終えていることが条件となる。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.28.4 フルタイムの弟子は、実習の一環として適切な訓練とサポートを受け、安全衛生リスクアセスメントで特定された活動に沿ってリスクと危険から保護されます。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.28.5 一回の漁業または支援航行で30日以上海上で操業する漁船の場合、18歳未満の乗組員を雇用または募集してはならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.28.6 旗国によって法的に許可されている場合、16歳未満の子供は、その直系家族／法定保護者が所有する漁船、及びその直系家族／法定保護者が雇用されている漁船で、漁船所有者が子供の乗船を書面で許可する場合に乗船を許可されることがある。漁船上にいる全ての16歳未満の子供は、漁船の安全衛生リスクアセスメントで特定されたリスクや危険から保護されなければならない。漁船上での存在は義務教育の要件を妨げてはならない。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.28.6.1 13歳以上のファミリークルーは、健康や発達に害がなく、就学に支障がないことをリスク評価した上で、いくつかの特定業務を行うことができるものとし、これらの特定業務は、すべて能力のある成人が監督・指導するものとし、1労働週あたり14時間を超えてはならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、認証漁船における違法な児童労働の利用を防止し、若年労働者および若年者が特定の保護を必要とすることを認識することである。

## セクション2 - 乗組員の健康と安全

このセクションの目的は、漁船で作業する際に、乗組員が自分自身と他の乗組員の安全に対するリスクを軽減するための十分な装備を持っていることを確認することです。また、このセクションは、漁船上の乗組員の生活環境が許容できるものであることを示すものです。

### 海上での安全確保

#### 海上における漁船運航の安全要件

2.29 漁業に先立ち、申請者は、漁船に適切な医療機器と医薬品が乗組員の人数と漁業期間中の乗組員全員に対して十分な供給量で積まれていることを証明しなければなりません。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.29.1 少なくとも1名の乗組員が、漁船上のすべての医療機器を使用と応急手当を取り纏めるために追加の応急処置トレーニングを受けていること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.29.2 漁船で使用されるすべての医療用品は、使用期限内のものでなければならない。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、十分かつ適切な医療機器、医薬品、訓練を受けた乗組員が、航海の間、漁船に乗船していることを示すことである。

2.30 乗組員が受けたすべての機械訓練の記録は、漁具や漁獲物の水揚げ・積み込み装置、および安全衛生リスクアセスメントで潜在的に危険であるとされたすべての機械の操作訓練を受けたことを示すために、漁船の記録の中に保持されるものとします。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、すべての乗組員が機械や装置の操作に関する訓練を受けていることを示すことで、訓練不足による事故や怪我のリスクを軽減することにあります。

2.31 漁業または支援業務の一環として海上で使用されるすべての化学物質は、正しくラベル付けされ、保管され、その有効期限内に使用されなければならない。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、化学物質の偶発的または不適切な使用のリスクを軽減し、乗組員の健康と安全の問題のリスクを最小化することである。

2.32 申請者は、化学物質を使用するよう指定されたすべての乗組員が、正しい教育を受け、正しい個人用保護具を備えていることを証明するものとします。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.32.1 各乗組員に行った化学物質使用教育の記録は、漁船の文書に残すこと。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、申請者が、化学物質の使用に関連する使用者、製品および容器に対してのリスクを効果的に軽減するための適切なトレーニングを提供していることを証明することです。

## 安全装置

2.33 すべての専用安全装置は、常にアクセス可能でなければならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

2.34 安全要件として専用で使用されるすべての機器は、漁船所有者が乗組員に無償で提供するものとします。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

これらの条項の意図は、アクセスできないために安全装置の使用が損なわれないこと、および、必要な個人用保護具（PPE、2.38項に定義）の費用を乗務員が負担することが期待されないことを示すことである。

2.35 乗組員向けの安全設備は、有効に使用するために、船主によって正しく保守・点検されなければならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.35.1 申請者は、乗組員安全装置の保守・整備要件の遵守を証明する全ての文書化された記録が、漁船の文書システム内に保持されていることを証明しなければなりません。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、操作不能によって安全装置の有効性が損なわれないこと、および装置の整備に関する証拠を提示し、デューディリジェンスを証明することです。

2.36 遠隔安全監視装置を使用する場合は、効果的に漏れ（煙、一酸化炭素、火災、水の浸入等）を検知できるよう配置・維持すること。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

2.36.1 遠隔安全探知機がある場合は、漁船が港にいるときでも、陸上電源があればそれを使用して作動し続けなければならない。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、遠隔安全監視装置が、船内の対象放出物/漏洩物等を検知する可能性が最も高い場所に設置されていることを示すことである。

2.37 安全衛生リスクアセスメントで特定されたすべての危険な機械は、操作する乗組員の手の届く範囲にある機能的な緊急遮断または停止ボタンを取り付けるか、ガード機構を取り付けるものとする。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、危険な機械の運転中のリスクから保護し、緊急時に機械を停止させるためのアクセス可能な緊急対応計画を提供することです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

- 2.38 安全靴、帽子、耳の保護具、安全眼鏡を含むがこれに限定されない個人用保護具（PPE）は、漁業—漁獲物の保管、または積み替えや水揚げ作業を行うすべての人が利用でき、健康および安全リスクアセスメントに従うために必要な場合、着用するものとする。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、運用活動の過程で負傷するリスクを軽減することである。

- 2.39 安全衛生リスクアセスメントで必要と判断された船内区域では、全乗組員が個人用救命胴衣（PFD）または安全ハーネスを着用しなければなりません。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

- 2.39.1 漁船は、乗客も含め、乗船者全員分の十分な救命胴衣を携行しなければならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

- 2.39.2 安全衛生リスクアセスメントで、極限状態に対抗するためにサバイバルスーツの保護具が必要と判断された場合は、乗船者全員にこれを着用させなければならない。

条項のカテゴリー	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、人が船外に転落するリスクを低減し、万一転落した場合の生存と回復の可能性を高めることにあります。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.40 一人で操業する漁船の場合、漁師は動作可能な個人用遭難／位置確認装置を備えていなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、事故や緊急事態が発生した場合に、生存と発見の可能性を高めることです。

2.41 救命いかだ・ボートは、漁船が海上にある場合、すべての乗組員および漁船にいるすべての人を収容する能力を有するものでなければなりません。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、漁船の放棄に伴い、乗員全員が安全な代替避難場所を持っていることを示すことです。

## 乗組員の生活環境

本項の趣旨は、乗組員の安全性、快適性、ウェルビーイングを最大限に高めるために、適切な施設と条件が提供され、維持されていることを示すことにあります。

## 寝床の配置

2.42 すべての乗組員居住区（特に睡眠エリア）は、衝突隔壁の後方に位置するものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、衝突の際に乗組員が最大限の保護を受けられることを示すことです。[24時間未満の航海には適用されないが、その間に宿泊施設を利用する場合は適用される]。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

## 火災予防

2.43 申請者は、乗組員が喫煙できる場所とできない場所が指定されていることを証明するものとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.43.1 すべての乗組員および乗客は、この規定を遵守しなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.44 すべての指定された非常口／避難口は、特定され、アクセス可能で、動作可能で、施錠されておらず、かつ、常時開いたままにしておくことができる機構が取り付けられていないものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.45 すべての消火器は、適切で、アクセス可能で、機能的で、製造者の推奨する期間内に整備されるものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.46 火災警報器が設置されている場合は、乗組員及び乗客の寝室内から操作及び聴取が可能であること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、火災が発生した場合に、乗員全員の安全と漁船の完全性が維持されることを示すことである。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ-外部		

## 乗組員用寝床/休憩エリア要件

2.47 乗組員または乗客が休息または睡眠のために使用する漁船の区域は、構造的に良好な状態でなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.48 使用するすべての換気ダクト・システムは、完全に動作可能で、効果的に維持されていること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.49 乗組員の寝室には、漁船のエンジンや漁業機械からの騒音を軽減するために何らかの遮音材が取り付けられていること。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

2.50 乗組員が使用する寝室は、機関室、漁獲物保管室、処理室に直接開口していないこと。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、乗組員がリラックスして休息できる場所を確保し、換気、断熱、作業エリアとの分離がなされていることを実証することです。

2.51 漁船内のすべての乗組員および乗客は、指定された休憩時間の間、指定の寝床／寝台を使用します。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ-外部		

2.51.1 漁船が一回の漁業または支援航行で72時間を超えて海上にいる場合、各乗組員は自分の寝床／寝台を持つものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.52 漁船で男女混合の乗組員が雇用されている場合、合理的に実行可能な限り、すべての性別に分けられた指定寝床が提供されるものとします。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.52.1 男女混合の乗組員で運航され、72時間以上海上にいる場合、宿泊設備はすべての性別のためのプライバシーを示すものでなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、すべての乗組員がプライバシーに配慮した所定の休憩場所を有していることを示すことにあります。

### 厨房／食品製造エリアの要件

2.53 漁船で使用される全ての調理及び加熱機器は、構造的に良好な状態にあり、運航者又は漁船に健康又は安全上のリスクをもたらさないものでなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シングハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.54 すべての食品は、有害な汚染のリスクを回避するために保管されなければならない。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

2.55 厨房／調理場は、適切に整備された手洗い設備を有すること。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

2.56 すべての乗組員および乗客は、明確に識別可能な飲料水を継続的に利用できるものとする。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングル ハンダー	支援/連絡船

2.57 厨房／調理場は、効果的に清掃できる構造的に良好な状態に維持されること。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

2.58 厨房／調理場は清潔な状態に保たれていること。

条項の 카테고리	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 71h	日帰り	シング ハンダー	支援/連絡船

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部		

2.59 24 時間以上の漁業または支援航行を行う漁船には、適切な冷蔵倉庫を備えなければならない。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、食中毒のリスクを防ぐために、乗組員に与えられるすべての食品が人間の消費に適していることを示し、良質な生活を維持するために十分な食料と水があることを証明することにあります。

2.60 - 24時間以上の漁業または支援航行を行う漁船の場合、バランスのとれた食事が維持されるよう、乗組員および乗客に提供される食事の栄養の質と量を評価するものとする。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.60.1 乗組員及び乗客に提供する食事は、乗組員の倫理的、宗教的又は個人的な権利に反しないこと。

条項の категория	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

これらの条項の意図は、健康的な食生活を維持するために、バラエティに富んだ食品が提供されることを保証することです。また、宗教、特別食、慣習的な食生活のため特別なニーズがある場合、一部の食品や調理方法に関して一定の規則や要件を遵守しなければならない場合にも対応する必要があります。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 58 / 64	

## 洗浄/衛生要件

2.61 乗組員および乗客は、常に清潔で、使用可能な衛生設備および洗浄設備を利用できるものとします。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

2.61.1 衛生設備は、利用者のプライバシーを確保するものでなければならない。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、衛生および洗浄エリアが清潔で運用可能な状態に維持されていることを示すことです。

## 乗組員コミュニケーション規定

2.62 すべての乗組員と乗客は、漁業または支援航行の長さに見合った、海上で家族や友人と連絡を取るための、秘密、無料の、リアルタイムの通信回線にアクセスする権利を有するものとします。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24h - 72h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船
補足要件の遵守期限				初回認証から12ヶ月			

2.62a 全ての乗組員及び乗客は、漁業又は支援航行の長さに見合った、海上で家族や友人と連絡を取るための、秘密、無料の、リアルタイムの通信リンクにアクセスする権利を有するものとする。連続30日以上海上で操業する漁船には、即時発効する追加要件。

条項のカテゴリ	必須要件			補足要件			
条項の適用	すべて	>30d	72h - 30d	24 h - 71h	日帰り	シングルハンダー	支援/連絡船

この条項の意図は、乗組員がアクセス可能で機密性の高い通信回線にアクセスできることを示し、航行期間が長い場合に孤立するリスクを軽減することです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 59 / 64	

## 付録1：主な定義

### 代理店クルー（Agency worker）

以下のような個人を指す。

- 派遣会社（例：労働者派遣会社）から供給され、雇用者の監督および指示のもとで一時的に働くこと、および
- 以下のように派遣会社との契約を持っている。
  - 代理店との雇用契約、または
  - その他、代理店のために個人的に業務やサービスを行う契約。

### 申請者

所有者及び／又は船長／マスター／キャプテン及び／又はグループの代表者などRFVSに対する評価を正式に申請する者。

### 子供

18歳未満の方をいいます。

### 児童労働

RFVSの漁船上で16歳未満の者が行う作業。

### 商業漁業（コマーシャルフィッシング）

河川、湖沼、運河での漁業を含むすべての漁業（自給的漁業とレクリエーション漁業を除く）。

### 主務官庁（Competent authority）

当該条項の主題に関して、法の効力を有する規則、命令、その他の指示を発行し、執行する権限を有する大臣、政府省庁、その他の当局。

### 乗組員

船長／マスター／キャプテン、および漁船または支援船の船上でその船の業務に何らかの形で雇用または従事するすべての者（オブザーバーを含むが、16歳未満の家族は含まない）。

### 日帰り（Day trip）

長さや乗組員のレベルに関わらず、例外的な状況や不測の事態がない限り、一回の航行で継続的に24時間未満しか海上に留まらない漁船をいう。

### 差別

商業用漁船または支援船において、人種、肌の色、性別、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身に基づき、機会または待遇の平等を損なうような区別、排除、または優遇をすること。

### 採用された乗組員

漁船所有者に直接雇用され、漁船に乗務するサービス契約の船員で、国内法に基づき雇用船員の法的権利を有する。

### 家族

両親のどちらか、または法定後見人の子供で、両親もしくは後見人は定期的に漁船の船長またはキャプテンを務める者（一時的な救援の船長またはキャプテンのものは含まれない）。

### FAD

FAD（Fish Aggregation Device）とは、水中に影を落として魚の群れを誘う浮遊物のことです。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ60 / 64	

フィッシャーまたはハーベスター

漁船に雇用され、何らかの職務に従事し、又は漁船上で職業を遂行するすべての者で、漁獲物の分配に基づいて給与を受ける船上勤務者を含むが、水先人、海軍職員、政府の恒常的な役務に従事するその他の者、漁船上で仕事を行う陸上勤務者及び漁業監視員を除く。

### 漁業期間 (Fishing trip)

漁船が漁業のために出港してから、漁獲物を水揚げするために帰港するまでの時間。

漁船または船舶

商業漁業の目的で使用され、または使用される予定の船舶またはボートで、所有形態の如何にかかわらない。

漁業

漁業は、魚の養殖および／または漁獲に従事する当局または他の団体によって決定され、単位として定義される。通常、単位は、関係者、魚種またはタイプ、水域または海底の領域、漁法、ボートのクラス、および活動の目的のいくつかまたはすべてによって定義される。

強制労働

いかなる罰則の脅しの下でも、その人が自発的に申し出ていない仕事またはサービスを要求されること。これには、債務束縛、人身売買、その他の形態の現代奴隷制など、強制労働として法律で認められているその他の非倫理的な労働慣行も含まれます。

ハラスメント

漁業の一環として行われる、他の個人や個人に対する身体的、心理的、性的、または経済的被害を目的とした、あるいはそのような結果をもたらす可能性のあるあらゆる行為。

違法な児童労働

船舶の旗国の現地・国内法に従わない、児童にとって精神的・身体的・社会的・道徳的に危険な状況で働く、または児童の学校教育や発達を妨げるような業務に従事するような、児童を船員として利用すること。

違法な漁業

他国の管轄水域で外国船が無許可で行う漁業活動や、何らかの形でその国の漁業法規に違反するものを指す。

違法な漁獲方法

捕獲、釣り、捕食の制御の方法として、毒物、爆発物、射撃を使用することは違法とみなされる。

威嚇

支配、職務上の利益、または上下関係を目的として、上司または同僚が個人を脅すために、言葉、身体、または視覚による脅しや虐待を行うこと。

合法的な漁業

特定の国や地域が、そのメンバーの行動を規制するものとして認め、罰則を課すことによって強制することができる規則の体系を使用します。

労働者派遣会社(Labor Provider)

職業紹介事業とは、サービスを求める船主に契約した漁師を割り当てる、官民のあらゆる個人、企業、機関、代理店、その他の組織を含む。労働力提供者は、提供した乗組員に報酬を支払い、管理する責任がある。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ 61 / 64	

## 人材紹介会社(Recruitment Agency)

漁船所有者のために漁師を募集し、または漁船所有者に漁師を紹介する公的または民間の個人、会社、機関、代理店またはその他の組織を含む、募集および紹介サービス。

## 過失による危険行為

商業漁船または支援船に乗船している個人に対して、死亡または重大な身体的危害を与える実質的な危険を生じさせる、船員または乗組員によるあらゆる行為または不作為。

## 乗客

乗客とは、船舶の乗組員ではなく、観測活動を行うか、海岸から漁船に移動する者、国家／政府職員（例：水先人、海軍職員）、船舶所有者に代わって作業を行う陸上請負業者と定義される。

## 囚人労働(任意・無償)

囚人労働 (Prison Labor) とは、投獄・拘禁された人々が行う労働のことである。自由な囚人労働、あるいは個人の社会復帰の一環として自発的に行われる労働は貴重な活動であるが、被拘束者に対する強制、力、処罰の脅威などの要素がある場合には、搾取的／強制的／自発的な労働となる。

## 採用費または関連費用

労働者が雇用または配置を確保するために採用プロセスで発生するあらゆる手数料または費用を指し、その賦課または徴収の方法、時期、場所にかかわらず。

## 報酬

乗組員が行ったサービスの対価として提供される給与またはその他の金銭的報酬。

## シェア(自営) 漁師

シェア漁師は自営業であり、そのような人に分類されています。

- 合意された労働契約を結んでいるが、サービス契約に基づいて雇用されていない。
- 1人以上の人が乗る漁船の船長／マスター／キャプテンまたは乗組員であること。
- 漁船の利益や総収入を分配することで、給与の一部または全部を得ることができる。

注：現在、一部の漁業者は、船主に乗組員サービスを販売するために自分の会社を設立しており、この場合、船主は、漁業者個人との契約ではなく、乗組員サービスを提供するために漁業者の会社と契約することになります。

## 船長/マスター/キャプテン

通常、船舶の責任者であり、海に出ている間、すべての操業中、漁船または支援船の指揮を執る者。この個人はまた、船上のすべての関連する労働安全衛生プロトコルを調整し、監督する責任がある。

## シングルハンダーまたはシングルハンドまたはシングルパーソンオペレーション

通常、一人しか乗船せずに漁業を行う船舶。

## 支援または連絡船

燃料供給、魚の貯蔵、冷蔵又は加工、及び／又は漁船の乗組員の岸への定期的な輸送、又は漁獲物の岸への定期的な輸送など、他の漁船に援助を提供する船舶のことである。いくつかの船団は、FADを設置し、点検し、維持するために供給船を使用する。補給船は、一隻の巻き網漁船と一緒に働くか、グループで共有することができる。そのような活動によって、漁船は、他の方法で維持できるよりも多くのFADにアクセスすることができる。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ62 / 64	

#### 積み替え

海上で、漁船から荷物を出荷または荷揚げし、支援船に積み込むこと。

#### 船舶所有者または漁船所有者または所有者

漁船又は支援船の所有者、又は支配人、代理人若しくは裸用船所有者のような他の組織又は個人で、漁船所有者から船舶の運航に関する責任を引き受け、その責任を引き受けるに当たって、他の組織又は個人が漁船所有者に代わって一定の義務又は責任を果たすかどうかにかかわらず、条約に従って漁船所有者に課せられた義務及び責任を引き継ぐことに同意した者をいう。

#### 仕事内容

報酬の有無にかかわらず、目的または結果を達成するために行われる精神的または肉体的努力を伴うあらゆる活動。

#### 作業合意書

雇用契約、協定条項、その他類似の取り決め、または船上における漁師の生活・労働条件を規定するその他の契約をいう。

#### 若手

16歳以上18歳未満の人。

#### 若手社員

16歳以上18歳未満の乗組員。

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ63 / 64	

## 付録2：頭字語用語集

頭字語	名称
AIS(Automatic Identification System)	自動船舶認識装置
CO(Carbon Monoxide)	一酸化炭素
ETP(Endangered, Threatened, Protected species)	絶滅危惧・保護種
FAO(Food and Agriculture Organisation of the United Nations )	国際連合食糧農業機関
ILO(International Labour Organization)	国際労働機関
IMO(International Maritime Organization)	国際海事機関
ISO(International Organization for Standardization)	国際標準化機構
MARPOL(The International Convention for the Prevention of Pollution from Ships )	船舶による汚染の防止のための国際条約
MGN(Marine Guidance Note)	マリンガイダンスノート
NGO(Non-Governmental Organization)	非政府組織
PPE(Personal Protective Equipment)	個人用保護具
RFMO(Regional Fisheries Management Organization)	地域漁業管理機関
UVI(Unique Vessel Identifier)	船舶の固有識別番号
VMS(Vessel Monitoring System)	船舶監視システム

	ドキュメントタイトル 責任ある漁船基準	2.1版	発効日 2023年1月30日
グループ プログラム・インテグリティ	ステータス アクティブ - 外部	ページ64 / 64	